

様式第1号の2（第7条関係）

浄化槽設置整備事業費補助金補助対象確認書

黒潮町長

様

年 月 日

住所

氏名

（自署又は記名押印）

私が申請する浄化槽設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）について、下記のとおり相違ありません。

記

1. 補助対象の確認（該当する□に✓（チェック）をしてください。）

次の全てにチェックが入らない場合、当事業（補助金を受けて浄化槽を設置する事業をいう。以下同じ。）の補助対象となりません。

□ 当事業において浄化槽を設置する住宅は、別荘等一時利用するものではなく、居住のための住居として利用します。

□ 上記の住宅に居住する者は、当事業を実施した住宅の敷地に住所を有する者又は当事業実施後速やかに当事業を実施した住宅に住所を異動する者です。

□ 現在居住する住宅の状況又は住宅の建築理由が、次のいずれかに該当します。

※（該当するいずれかの○に✓（チェック）をしてください。）

○ 現在居住する住宅は、町内の賃貸住宅です。

○ 現在居住する住宅は、町外の住宅です。

○ 建築する住宅は、子どもが分家独立した際に家屋を新築するものです。

○ 建築する住宅は、公共事業に伴う住宅の移転によるものです。

○ 建築する住宅は、災害等により住宅を建築するものです。

□ 浄化槽の設置後は、浄化槽法に基づく必要な保守点検（年3回）及び清掃（年1回）を専門業者に委託して実施します。

2. 宅内配管対象の確認（該当する□に✓（チェック）をしてください）

次の全てにチェックが入らない場合、黒潮町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項に規定する宅内配管の補助対象に該当しません。

□ 当事業は既設の住宅等に設置された既設の浄化槽又は単独浄化槽（便所と連結してし尿を処理し、放流するための設備又は施設をいう。）又はくみ取り便槽（以下「既設槽」という。）から合併浄化槽へ転換をするものです。

□ 当事業と合わせて増築や改修等、既存住宅の形状変更による要因で配管を敷設するものではありません。

3. 既設槽撤去対象の確認（該当する□に✓（チェック）をしてください）

次の全てにチェックが入らない場合、要綱第5条第3項に規定する既設槽撤去の補助対象に該当しません。

□ 当事業において浄化槽の設置に当たり必要となる既設の浄化槽の撤去及び既設槽の撤去を実施します。

□ 当事業で設置する浄化槽は同一敷地内に設置します。